

ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループ（第3回）

1 日時 令和元年8月8日（木） 15：40～17：40

2 場所 総務省第一特別会議室（8階）

3 出席者

○構成員

大橋主査、柿沼構成員、実積構成員、中尾構成員、林構成員、森構成員

○ヒアリング対象者

株式会社AbemaTV（田中様、柿島様）、Netflix（Darren Ong, Public Policy Manager）、アジアインターネット日本連盟（AICJ）（舟山様、片岡様）、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）（岸原専務理事）

○総務省

谷脇総合通信基盤局長、竹村電気通信事業部長、今川総合通信基盤局総務課長、山路データ通信課長、梅村消費者行政第一課長、中溝消費者行政第二課長、福島データ通信課企画官、清水消費者行政第二課企画官、蒲生電気通信紛争処理委員会調査官、細野データ通信課課長補佐、大江データ通信課課長補佐

○オブザーバー

塚田公正取引委員会経済取引局調整課長

4 議事

（1）関係者へのヒアリング

- ・株式会社AbemaTV
- ・Netflix
- ・アジアインターネット日本連盟（AICJ）
- ・一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）

（2）柿沼構成員による発表

（3）意見交換

(4) その他

【大橋主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまからゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキング（第3回）を開催したいと思います。

本日、皆様、大変お忙しいところ、また暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、事務局から資料について確認のほうをお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。

それでは、まずは、配付資料について確認をさせていただきます。皆様のお手元には、座席表、議事次第、資料3-1から3-5までを配付いたしております。御確認いただきまして、不足などがございましたら事務局までお伝えください。よろしいでしょうか。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、議事に入りたいと思います。

本日のワーキンググループは、構成員6名全員の出席となります。よろしくをお願いいたします。

最初の議事は、前回と同様に、ゼロレーティングサービスに関するルール検討ワーキンググループにおける議論の参考とするために、以下の4社の方々、株式会社A b e m a T V、N e t f l i x、アジアインターネット日本連盟（A I C J）、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（M C F）の方々をお招きいたしまして、それぞれの社の取組内容や考え方などについてヒアリングを実施したいと思います。本日、大変お忙しい中、お越しくだけさいまして、ありがとうございます。

なお、N e t f l i x様におかれましては、通訳及びG R J a p a n株式会社も御同席いただいているということでございます。

その後に、消費者の観点から柿沼構成員に御発表いただき、意見交換ということにしたいと思います。

それでは、早速ですけれども、最初のヒアリング対象者であります株式会社A b e m a T Vから御説明のほうをお願いいたしたいと思います。本日、大変恐縮ながら、時間のほうが限られておりまして、各社様からの御説明は8分からおおむね10分程度を目安にお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【A b e m a T V】 それでは、株式会社A b e m a T Vの資料に関しまして、株式会社

サイバーエージェントのエンジニアの柿島大貴より説明いたします。よろしくお願いいたします。

資料の2ページ目をお願いいたします。説明の流れですが、まずA b e m a T Vについて説明をさせていただきます、次にゼロレーティングに関するヒアリングへの回答や意見を述べさせていただきます。

4ページ目をお願いいたします。株式会社A b e m a T Vは、株式会社サイバーエージェントと株式会社テレビ朝日の合弁会社として設立され、インターネットテレビ局を運営しております。現在、約20チャンネルを展開しております、スマートフォン、タブレット、PC、テレビ、ストリーミングデバイスなど、インターネットにつながるさまざまなデバイスから視聴が可能となっております。

5ページ目をお願いいたします。A b e m a T Vのコンテンツと配信形態について説明いたします。コンテンツは、自社や関連会社が制作したコンテンツと、コンテンツプロバイダーから調達をしたコンテンツの2パターンがございます。配信形態としては、編成された番組表の時刻に沿ったリニア配信と、ユーザーの好きなタイミングで再生ができるオンデマンド配信の2パターンがございます。リニア配信は無料で提供しております。オンデマンド配信は月額課金を基本として、一部無料のコンテンツがございます。

6ページ目をお願いいたします。システムの概要図となります。A b e m a T Vは、パブリッククラウドでシステムを構築しております。動画ファイルの配信にはCDNを利用しております。また、動画配信に利用しているCDNとこのパブリッククラウドの間では、CDN I n t e r c o n n e c tというピアリング経由で通信をするオプションを利用しております。そのほか、ポータルサイトやAPIの一部においても積極的にCDNを活用しております。過去の動画配信のピークトラフィックとしては、2019年6月22日に配信をした「A b e m a T V 3周年記念 1000万円シリーズスペシャルマッチ那須川天心 v s 亀田興毅」において、約2.3 T b p s を記録しております。1カ月の具体的な通信量は公開できないのですが、直近2カ月の月間通信量は前年同月比1.3～1.4倍となっております。これらのネットワークの費用は、パブリッククラウドやCDNに対して利用量や利用帯域に応じた従量課金でお支払いをしております。

7ページをお願いいたします。A b e m a T Vのトラフィックの混雑や削減に対するアプローチを紹介いたします。

1つ目は、モバイル回線向けに低ビットレートで再生が可能な「通信節約モード」を提供

しております。こちらは、Wi-Fiが利用できない環境や移動のすき間時間など、日常生活の中でAbemaTVをより気軽に快適にお楽しみいただけるように、それまでの最低画質よりもさらに低いビットレートで視聴ができるモードとなっております。2018年12月時点の情報となりますが、モバイル通信時の設定として、こちらの通信節約モードを選ばれている方が17.8%となっております。

2つ目は、AbemaTVでは、今の通信節約モードの180pから最高画質となる1,080pまで5つから6つのレゾリューションを提供しております。AbemaTVの通信節約モードの180pと最高画質の1,080pの通信量の差は、さまざまな要因にも左右されますが、理論値では約20倍の差となります。そして、どの解像度を選ぶかという各デバイスの画質選択ロジックは随時改善をしております。具体的には、通信の状態、端末の種類、OSのバージョン、プレーヤーの大きさ、ユーザーによる画質の設定等から調整をしております。例えば、リリース当初はスマートフォンを横向きにした視聴方法しかなかったのですが、現在ではスマートフォンを縦向きにした状態で視聴できるモードも提供しております。スマートフォンを縦にしたモードでは、横にしたモードに比べてプレーヤーのサイズは小さくなりますので、それによって選択する画質もそれに合わせて小さくするというような工夫もしております。

3つ目は、AbemaTV全体のトラフィックがバーストした際には、提供する画質を制限する機構も用意しております。例えば、一時的に高画質の1,080pや720pを提供しないといった制御が可能となっております。ただし、実際にこの発動に至ったケースはまだございません。

4つ目は、2019年1月からNGN網のPPPoEの網終端装置の混雑に対する一時的な回避策として、動画配信部分のIPv6対応も開始しております。

続いて、ゼロレーティングに関して説明いたします。9ページ目をお願いいたします。AbemaTVのゼロレーティングの対応状況ですが、現在、3社の特定プランやオプションサービスでゼロレーティングの適用対象となっております。各社との契約内容に対しては、NDAがあるため非開示とさせていただきます。

10ページ目をお願いいたします。ゼロレーティングに関する基本的な認識や考え方としては、ネットワーク中立性に関する研究会中間報告書の「一律に禁止するのではなく、予見性を確保する観点から一定の判断基準を示した上で、ケース・バイ・ケースで事例を検証・分析し、問題事例については電気通信事業法に基づき事後的に対応することが有効である」

という方針に賛同いたします。事業者間の公正な競争に関しましては、公正な環境が保たれるべきであると考えておりますが、一方で、消費者のニーズへの対応や新しい価値の提供も重要だと考えております。費用負担の公平性に関しましては、動画配信サービスと通信インフラ双方の持続的な発展のため、継続した議論が必要だと考えております。利用者に対する適切な情報提供に関しましては、重要な事項と認識しております。

1 1 ページ目をお願いいたします。解釈指針の策定に当たって、以下の検討をお願いしたいと考えております。1 点目の消費者にわかりやすいガイドラインですが、ガイドラインを利用するのは主に電気通信事業者となると思うのですが、指針自体が複雑な場合、実際に消費者に提供されるプランも複雑な内容となり、消費者の理解を妨げるのではないかと危惧しております。2 点目の消費者の満足度を下げないガイドラインですが、現在の消費者の Q o E や費用面での総合的な満足度が下がらないガイドラインとなることを期待しております。3 点目には、制限に関する指針が盛り込まれる際には、透明性のあるデータや合理的な根拠が提示されることも必要だと考えております。

1 2 ページ目をお願いいたします。こちらは、ゼロレーティング利用者へ一定の制限をかけることについての見解でございます。制限がないことが理想だとももちろん考えておりますが、制限をかけざるを得ない状況下では、以下の4点の考慮を要望いたします。まず、新たな制限を設ける際には、消費者への十分な周知が必要だと考えております。2 点目に、電気通信事業者による制限の条件や状況を利用者が把握できる仕組みが必要だと考えております。ネットワークの利用者である消費者やコンテンツ事業者は、通信事業者によって途中の経路で制限をされた場合に、原因の特定が困難となります。3 点目は、品質の制限が必要な場合には、帯域制限での実現が望ましいと考えております。途中経路上でコンテンツ自体に変更を加えられることは受け入れがたく、また、技術的にも T L S 通信となるため、変更はできない認識です。4 点目の帯域制限に関しましては、最低限の利用ができる帯域の確保、ユーザーの Q o E の確保をお願いしたいという要望となります。

1 3 ページ目をお願いいたします。最後に、こちらはゼロレーティング関連の利用者からのサポートへの問い合わせ状況となります。ゼロレーティングサービスを提供しているのは A b e m a T V ではないため、問い合わせの総件数自体が 8 件と少ない状況です。内訳は図のとおりとなります。

駆け足となりますが、A b e m a T V の説明となります。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。

御質問等はまた最後にまとめてということで、次に進めさせていただきたいと思います。次は、Netflix様から御説明のほうをお願いいたします。事前にお伝えしていると思うんですけど、通訳の関係上、若干説明が他社よりも長くなるということかもしれません。よろしくをお願いいたします。

【Netflix】 こんにちは。済みません、英語で話します。

こんにちは。私、ダレンと申します。Netflixの公共政策の担当者として普段はシンガポールにおりまして、政府当局の皆様とお話をしております。過去数か月間、ネット中立性に関しまして総務省の皆様とお話をする機会をいただきまして、そして本日このような機会をいただきまして、誠に有難うございます。

そして、Netflixでございますけれども、動画配信を190カ国以上で展開しております。さまざまな国のモデルから学ぶ機会に恵まれまして、本日は、私どもの見解、そしてゼロレーティングに関する計画、そして過去数年間の取組についてお話をさせていただければと思います。本日、私がお話しする洞察が皆様にとって役立つものとなること、そして皆様からも本日学びたいと思っております。

では、次のスライドをご覧ください。私ども、ネット中立性の基本原則として考えているものとして、ここに3点ございます。こちらはアメリカのFCCのほうでも指摘されている点ではございますけれども、ラストマイルあるいは別の接続ポイントであったとしても、①強制遮断措置の禁止、②帯域制御の禁止、そして③有償優遇措置の禁止の3点でございます。

そして、インターネット・デジタル経済は急速な速さで変化を遂げています。しかしながら、我々は常にこの3つの基本原則に従うべきだと考えております。3G、4G、5G、あるいはこの後、どのような発展をしていくにせよ、この3つの原則というものに沿うべきであると考えております。

そして、公平で非差別的なゼロレーティングということが必要であると考えております。つまり、公平な競争、そしてオープンさを担保するために、あらゆるタイプのコンテンツ提供者にとってオープンでなければならないと考えております。そして、公平なゼロレーティングというものためには、この3つの原則に従うべきであると考えております。

まず1点目といたしまして、モノポリーあるいは独占的な状態というのを起こさないように、例えば音楽配信サービスのゼロレーティングの場合ですと、あらゆる、そして全ての音楽配信サービスの提供事業者が参入できるものでなくてはならないと考えております。

それから2番目につきましては、市場参入に対して金銭の支払いを求めないということ

が一つの要件となってきます。大手の業者についてはこういった参入に対して支払いをする余裕はありますけれども、小規模な事業者についてはそれができないという問題が起きてきます。ということは、ゼロレーティングを支払いベースで行っていくということであれば、中小企業が既存の大手企業に対して差別を受けるということになります。

それから3番目ですけれども、これは先ほどの2番目の要件と関連性が高いものですが、ゼロレーティングプランへの参入障壁として非合理的な技術的な壁を設けないことです。というのは、これもやはり中小企業がこういった市場に参入したいというときに、これらの企業の参入が困難になる、もしくは非合理的な技術的条件に直面すれば参加できなくなる、という問題が出てきます。ですので、中小企業及び新規市場参入者にとって、これは大きな課題となる可能性があります。

このような3つの条件を組み合わせることによりまして、このゼロレーティングプランそのものがより開放されたオープンなものになり、このコンテンツの品質によって競争が喚起され、実際に支払い能力があるかどうかによって競争が決まるものではない、新しいオープンな環境ができると考えます。

先ほどのスライドにおいて3つの基本原則の御説明をしました。これはブライトラインルールと言われているものですが、その3点目に有償の優遇措置があってはならないという話をしましたが、これが、今申し上げた3つの要件がこういった支払いをすることによって優遇を得るといふ、この問題に関連しています。

現在、Netflixにおきましては、日本においてゼロレーティングプランを展開しておりませんが、しかし、ほかの国、例えばマレーシアないしはアメリカにおきましては、長年にわたってゼロレーティング・サービスを提供してきた経験があります。ですので、今日は、そういった今申し上げた条件をどのように満たしてきたのか、それによってより前向きな結果がいかに得られたのかということについて、経験を共有したいと思います。

2つ事例を御紹介したいと思います。1つはアメリカのT-Mobileが行っているBinge Onです。それからもう一つは、マレーシアのU MobileのMusic Onzです。このどちらのプランも、先ほどのスライドで御紹介しました3つの条件を満たしています。

次のこのスライドを見ていただきますと、先ほど御紹介した2つのプランのもう少し詳細な情報が出ております。(4ページ目の資料を見せながら) まず左側ですけれども、これはU Mobileが行っているMusic Onzというサービスのスクリーンショットを提示しているものです。ごらんになれますように、新しいサービスを提供している企業は非常に簡単

にこのサービスにジョインすることができる、それを要求することもできますし、一方、私のようなユーザーがこういったサービスを追加してほしいということを簡単に提案できるようになっています。

T-Mobileにおきましても同じようなフィーチャーが提供されております。ちょうどこのスライドの右側を見ていただきますと、T-Mobileがいかにか各種サービスをどんどん増やしてきたか、そして成功をおさめたかということがわかります。

2つの記事がありますけれども、それぞれタイミング的には1カ月ずれているだけなんです。最初の記事を見ていただきますと、このT-MobileのBinge Onのゼロレーティングがローンチされてから最初の7カ月で90近くの新しいサービスがBinge Onに加入したということをお告げています。

その次は1ヶ月後のものですが、ここでは既にBinge Onのサービスの数が100を超えております。それ以降もBinge Onにおける提供されているサービスの数は常に100以上という状況を維持しております。それを提供している事業者は大小問わず、また、ローカルなもの、あるいは外国からの参入も妨げず、ゼロレーティングの効果が発揮できています。その結果として、消費者にとってはより多くの選択肢が確保できる、また、サービスを提供する側から見れば、より公正な競争環境を享受できるというメリットがあります。

コンテンツプロバイダーにおけるベストプラクティスというものも既にごさいます、そのうちの幾つかはAbemaTVの先ほどの発表者の方がおっしゃっておられました。

1つは、動画のデリバリーにおけるコンテンツ容量の最適化という技術です。これは動画の圧縮技術を使うということになります。Netflixにおきましては、1本分の動画のタイトルをこれまで一遍に圧縮しておりました。その後、それをさらに改善しまして、1つの動画のタイトルのショットごとに圧縮をかけるようにするようになりました。例えば、非常に美しい景観が映っているシーン、ショットについては、圧縮をあまり大きくかけるべきではありません。しかし、別の黒が多い暗いシーンについては、大きく圧縮することができます。このように圧縮を多様化することにより、全体的に動画の圧縮率を64%まで改善しています。

それから、実際に相互接続地点におけるローカルキャッシュも行っております。また、独自のCDNを持っておりまして、これはオープンコネクトと呼ばれているものですが、ウェブサイトには詳しい情報がごさいますので、もし御興味のある方あるいは質問のある方はこのサイトをチェックしていただきたいと思います。

まとめに入りたいと思います。消費者にとってプラスとなるネットワークの中立性のフレームワークというのは、ブロッキングをしない、帯域制御をしない、有償の優遇措置をしない、それを禁止するというににあります。また、公正なゼロレーティングのスキームをこの原則を満たすことによってサポートし、成長させることが可能です。大事なのは、帯域を制御することではなくて、より前向きなソリューションに重点を置くことだと考えております。その事例として、CDNですとか、あるいは最適化ということが考えられます。これは、現時点のネットワークにおきましても適用するべきであると思っておりますし、今後のネットワークにおいても引き続きこれを適用するべきだと考えております。

ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

続きまして、アジアインターネット日本連盟様から御説明のほうをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【アジアインターネット日本連盟】 皆さん、こんにちは。アジアインターネット日本連盟の舟山と申します。本日はよろしく申し上げます。

資料、お手元にございますけれども、アジアインターネット日本連盟、通称A I C Jと称してございまして、アジアにおけるインターネット、特に日本ですけれども、日本の中でその政策に関する議論をさせていただく際に、各社集まって議論する団体として活動させていただいております。詳細については、この後のスライドでお話しさせていただきます。

次のスライドをお願いします。改めてアジアインターネット日本連盟（A I C J）についてなんですけれども、ここに書いてございますように、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策、それから制度の在り方等について、インターネット事業、特にこのインターネット事業の一端を担う産業界の声を適切に届ける、それから国民の声を適切に喚起していくということで、2013年9月に設立させていただきました。今回のこのゼロレーティングに関する議論、下に活動ターゲットが幾つかございますけれども、この中で言えば、我々、「健全なインターネット環境の整備」という中に含まれまして、我々としても関心を持って注視させていただいているという状況です。

次のスライドをお願いします。会員社は今17社ございまして、日系の会社、それから外資の会社ともにまざっているいろいろなレイヤー、業態も含めてですけど、ビジネスモデルが違う会社がここに集まって日々活動させていただいているということです。

次のスライドをお願いします。以上がA I C Jの基本的な説明でしたので、今回のテーマ

でございますネットワーク中立性、それからゼロレーティングに関する我々の立場というのを御説明させていただきたいと思います。

まず、ゼロレーティングに入る前に、ネットワーク中立性そのものに対して我々がどのように捉えて、考え、そして発言しているかということをお説明させていただきたいと思います。

まず1ポツ目でございますように、自由でオープンなインターネットが重要。それはなぜかということ、インターネットの投資とイノベーションを生み出すから。そして、それが好循環していくためにまず必要である。これが絶対にして最初に一番重要な立場であると考えています。なので、これをまず守るために我々は何をすべきかということが大原則ではございます。

その上でネットワーク中立性をどう位置づけるかということ、2つございまして、やはり1つはエンドユーザーをきちんと保護していくということ。もう一つは、その要件が急な変更を受けるとやはりビジネス上の不透明性を生み出すということもあって、イノベーションや今後の新しい取組に対して妨げになるような不確実性が発生してしまうということが問題であると捉えています。

したがって、3ポツ目でございますけれども、明確で適切に適時に更新されたガイドラインが存在することは、これらの懸念事項を払拭する上では非常に重要だと思っております。2007年にもこの議論がございまして、またこれを今回見直すということで、そういう意味では我々としては影響を受ける業界だと。かつ、その後、消費者団体様がヒアリングを受けると聞いておりますけれども、そういった両方の立場の意見を取り入れてネットワーク中立性のガイドラインを見直すこと、これは日本における健全なインターネット経済を維持する上では大事だと見ております。

次の資料をお願いします。以上が基本的なネットワーク中立性に対する立場だったんですけども、その上で、ゼロレーティングに関して我々はどのような立場をとっているかという点を申し上げたいと思います。

1ポツ目でございますけれども、ゼロレーティングプログラムは、先ほど申し上げたネットワーク中立性の原則との一貫性が重要であると。特に重要な点として我々が考えているのは、先ほどのコメントにも幾つか出てきた点でもございますけれども、特定のコンテンツやアプリケーションの排除、あるいは類似したコンテンツやアプリケーションが同様に処理されないようなこと、あるいは消費者の意思決定が阻害されるような、エンドユーザーの

選択肢を阻害するようなアプリケーション間の競争の不均衡なゆがんだ結果を生み出すようなそういったプログラム、こういったものはやはり望ましくないと。オペレーターというのは、日本の場合いろいろな方がいらっしゃるの、まとめてオペレーターと記載してございますけれども、このような差別的あるいは消費者を制限するようなゼロレーティングプログラムというのは促進すべきではないと考えております。

2 ポツ目なんですけれども、先ほどの点とやや重複するところもございますが、技術的に似たサービスについてはやはり無差別であるべき。これは、やはり先ほど申し上げた不確実性を払拭するという観点から、何か新たなサービスを立ち上げようと思った際に、このプログラムがいずれ導入を妨げられないであろうということが確保されることがOTT間の競争を公平にして、結果としてイノベーションを促進すると考えています。ここに例えばということで、技術的に類似したオンラインサービスプロバイダーがISPへ特別な支払いをしない、つまり、ネットワークをお金で買うことがなくサービスを提供できること、これが原則であり、やはり重要であると考えています。

次のスライドをお願いします。今回の検討について、さらに我々としての立場を表明させていただきたいと思うんですけれども、以下3点、中間報告書の記載を少しだけ表現を修正させていただいていますが、基本的には中間報告書にございましたこの3つの方向性がございまして、これに対して総務省さんの方向性を基本的には支持しています。

具体的に申し上げますと、つまり、電気通信事業者だけではなくて、我々のようなコンテンツ・プラットフォーム事業者を含めて、いろいろな事業者、関係者から意見を聞くということが重要であるという点。2つ目として、マルチステークホルダープロセスで「規範」として合意した上で、各関係者がそれを尊重・遵守するような共同規制、つまり、皆が知恵を出し合って進めていくような方向性が望ましいであろうと。3つ目は、これもまだ議論に至っているかわかりませんが、今後、それを国際的な議論に持っていくということが、やはりグローバルプレーヤーもいる我々のような団体ですと、日本だけが一つの制度に縛られるという意味ではなくて、それがグローバルにコンプライアントなシステムとして動いていくことが重要であると考えておまして、再度になりますけど、こういった総務省さんの方向性に関しては基本的に支持させていただいております。

次のスライドをお願いします。我々からの提言、それから観点から、進め方、今後留意すべき点について以下の点があるのではないかという点を幾つか申し上げて終了させていただきたいんですけれども、1つ目が留意すべき点として、2007年、前回このネットワー

ク中立性自体が議論された際にも、ネットワーク技術に依存しないということが確認されたということは、今後も見直しが行われた際にも残す点かなと思っておりまして、つまり、無線であったり、有線であったり、あるいはさらに特定のネットワーク技術であったり、当然こういった技術というのは今後も発展はしていくわけですが、特定のネットワーク技術に依拠したような議論を進めないということ自体をやはり大事にしたほうがいいのではないかと。さらに、1ポツ目の2点目として、これは当然にして皆さんの関心事項だとは思いますが、負担の在り方ということを検討するにおいてはやはり慎重に検討すべきだと思います。

大きな2ポツ目として、政府内議論を今後進めていくに当たっての提言といたしますか、我々からのお願いに近いことなんでしょうけれども、これから議論が進んでいくに当たって我々もいろいろな意見を出していくことができると思うんですが、今のところ、そういった今後どうする、制度案があるというような話がなくて、そうなりますと、やはり事業者としてはなかなか回答が困難かなと。つまり、こういった制度にしますという方向性が出れば、それに対してイエスであったり、あるいはサポートができるとか申し上げられるんですけど、今の議論としては、なかなかまだそこには至っていないと。それだと何が起るかというと、団体内でも、実際に起こらないことか、実際に起こり得る今後のことについて抽象論でお話すると、なかなか調整も難しく、なので、やはりある程度絵を先んじて描いていただいたほうがかえって議論が促進されるのではないかと考えておりますので、こういった点を留意いただいて今後進めていただければ幸いです。

以上となります。御清聴ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございました。

それでは、最後となりますけれども、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム様より御説明のほうをお願いいたします。

【モバイル・コンテンツ・フォーラム】 それでは、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（MCF）の岸原から説明をさせていただきます。

当団体の会員向けのヒアリングに基づいて、一部状況等を報告させていただきます。

まず、SNS等のソーシャルサービスに関して、こちらのほうはネットワーク効果が非常に働くということもあって、ゼロレーティングの影響は限定的ではないかと思われま

一方で、データ量の大きい動画等のサービス、特にPCや無線LANを利用しない青少年向けのサービスに関しては大きな影響が出てくるようです。該当するサービスを提供して

いるMCFの会員企業にユーザー動向を調査してもらったところ、月末にDAUが減少するという傾向が実際に起きております。該当の会社からは、早急にゼロレーティングの対象としてもらうような交渉を進めたいという強い要望が来ております。

それと、現状だけではなくて、今後予定されているサービスにおいてもゼロレーティングの影響が大きく考えられるものとしては、今年サービスが始まります 구글の「Stadia」と言われているようなゲームのストリーム配信があります。この場合、新たなプレーヤーとして巨大プラットフォームが介在するというモデルになるかと思っておりますので、そういった点も留意が必要かと思っております。それと、我が国においては、人口減少や医療費の増大による社会問題を解決するために、遠隔医療をはじめとしたヘルスケアサービスが、今後、大量のデータ量が必要となってきます。さらに、モバイルの利用が前提となるコネクテッドカー等のモビリティサービスは必然的にゼロレーティングの大きな影響を受けます。このように社会的に大きな影響があるサービスも見据えた検討が必要であると考えております。

ゼロレーティング導入に当たって必要な検討事項とスキームの提案ということで、ポイントのみ御説明をさせていただきます。

ゼロレーティング導入の基本原則に関して、イノベーションを促進するためには、通信事業でも自由な競争が必要であると考えております。特にデータ量が大きなストリーム配信等が主流になってくる中では、通信料金も含めたユーザーが使いやすい料金モデルの提示が必須になってきます。高品質で低価格なコンテンツを提供したとしても、通信料金が高額になりパケ死するようなことになっては、事業としては成立しません。一方で、通信料金や通信速度等の通信環境はコンテンツビジネスに与える影響が甚大であるため、中立性は尊重されるべきであると考えます。このように相反する2つの価値を両立させるためには、さまざまな要因を総合的に考慮して規制するような柔軟な法運用が必要ではないかと考えております。

次に検討に当たっての前提条件について、通信事業とコンテンツ事業、利用者の3者の立場で要点を考えてみました。通信事業に関しては、ゼロレーティングによる影響はマーケットシェアによって大きく差異があるかと思っております。また、コンテンツ事業に与える影響とイノベーション促進という面では、事業形態による取扱いにグラデーションをつけることも重要であると考えます。国民の財産である周波数の割り当てを受けてシステムを自由に設計できるMNOと、MNOから一定の制限を受けて事業を行っているシェアの低いMVNOを比較した場合、イノベーション促進のために、MVNOに関しては社会的な影響も低いた

め自由な事業モデルを認めるということも、イノベーション促進という観点からは有益ではないかと考えております。利用者の視点からは、無線LANや固定網等のネットワーク代替性があるかどうかも考慮されるべきかと思えます。青少年のようにモバイル通信の利用が前提となるようなサービスについては、ゼロレーティングの影響は甚大であります。このような前提条件を考慮したグラデーションのある法運用が望まれているのではないのでしょうか。

次に、検討すべき観点として2つ挙げさせていただきます。尊重されるべくネットワークの中立性が実現する根源的な価値としては、以下2つがあるように思います。1つは、コンテンツ事業における公正競争の確保。自社優遇やコンテンツ事業者間で不公正な取扱いがあると、コンテンツ事業の公正競争に大きな影響が考えられます。もう一つは、通信事業者の地位を利用した乱用の防止でございます。不当な料金負担の要求等が起きると、垂直統合によりさまざまな弊害が出てくると考えられます。

そういった観点から通信事業者の責務についてはグラデーションがあるべきだと思えますが、対象となっているコンテンツ、通信速度等の制限について、ゼロレーティングの詳細について透明性の確保が最低限必要であると考えます。また、ゼロレーティング対象となっているコンテンツの選定に関する説明責任、あと、事後的な救済を実現するために個社及び団体による協議に応じていただきたいと思えます。通信事業者にとっても、早急にサービスインできる、あるいは急成長できるコンテンツを取り込める等のメリットがあると思えます。これは、先ほどT-Mobileさんの例でも明らかではないかなと思えます。これらの責務は、シェアの高いMNOの事業者が青少年向けの大容量コンテンツのサービスをゼロレーティングの対象とするような場合に関しては、厳密に履行していただく必要があるのではないかと思います。

これまでいろいろ御提案させていただきましたが、現状のゼロレーティングの状況を見てもみますと、一番データ量が大きくゼロレーティングが難しいと考えていた動画ストリームサービスが対象となっております。ユーチューブ等の動画ストリームが使い放題にできるのであれば、もう既にデータ量の制限をする必要はないのではないかとという単純な疑問が出てきております。中立性の問題も解決することもできますので、ぜひ対象コンテンツを限定しない完全定額制の提供といったものも検討課題に挙げていただければと思います。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございました。

それでは、これまでの4社様の御説明を踏まえまして質疑を行いたいと思います。御質問に当たっては、どの団体・会社様への御質問なのかおっしゃっていただいて御質問いただければと思います。

また、本日、時間が限られておりますので、御出席いただいている各社様におかれましては事後的に御質問させていただくかもしれませんが、その際は御対応いただけるということで御了承いただけますでしょうか。ちょっと事前に御確認させていただければと思いますが、大丈夫ですか。よろしいですか。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、構成員の方から御質問、どなた様からでもいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

【中尾構成員】 東京大学、中尾です。御説明どうもありがとうございました。

私からは、まず、コンテンツ事業者でいらっしゃるAbemaTVさんと、それからNetflixへの質問がございます。

前回の通信事業者のヒアリングにおいて、ゼロレーティングを実現するために、CDNやオリジンサーバーのIPのリスト、それからSNIP等の情報提供をコンテンツ事業者からいただいて、その上でゼロレーティングをやっているというお話をいただきました。こうした情報提供ですが、これに関して通信事業者から何か情報提供に対する見返りとなる金銭とかそういったことが授受されたりとか、そういったことがあったかどうかということと、それから、今後そういう方向になる可能性というものはあるのでしょうか、ということをお聞きしたい。というのは、これらの情報がないと完全なゼロレーティングというのは実現ができないという、つまり、これらの情報を使う限りにおいては実現ができないということになっていくとすると、今度、逆に、通信事業者に対してコンテンツ事業者が優位な立場となり金銭などの要求をする可能性はあると思っております。それに関してお聞きしたいというのが1点目です。

それから2番目が、今度は逆に、通信事業者さんに、ユーザーがゼロレーティングのサービスの享受をするために、通信料をコンテンツ事業者がユーザーの肩代わりをして負担をしたとか、それから負担をすることを検討されたり、そういったことがあるでしょうか。つまり、通信事業者は、コンテンツへのアクセスをユーザーに対してフリーで提供する一方で、実際はピアリングのコストを上位の通信事業者を支払っているわけですが、その補填としてコンテンツ事業者からのコスト負担というものがあるのでしょうか。これが2つ目の質問です。こういう実態が、御社だけではなくて、コンテンツ事業者の業界全体でこう

いう動きがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

【A b e m a T V】 A b e m a T Vの柿島でございます。

発表の中でもちょっと申し上げさせていただいたんですけど、各社との具体的な技術の内容ですとか契約の条件というところがNDAにひっかかってしまうため、相手の会社の同意も得た上で何かクローズドな場とかで回答ができたらと思います。そのため、この場では控えさせていただけたらと思います。

【大橋主査】 それ、2点ともということですよ。

【A b e m a T V】 そうです。

【大橋主査】 はい。

【A b e m a T V】 1点目、2点目ともになります。

【大橋主査】 文書での回答はあり得る？

【A b e m a T V】 そこも相手方と話をしなければいけないんですけども、例えば連名で事務局を通して回答などが可能かというところを確認する形になるかなと思います。

【中尾構成員】 特に今のやっぺらっしやる、例えば契約を結んでいっしやる通信事業者のことはちょっとNDAで話せないということなのですが、御社の考え方としては、一般的なことで結構ですので、例えばコストの負担であるとか、あるいはコストの要求とか、こういったことに関して御社の考えというのは何かございますか。

【A b e m a T V】 引き続きA b e m a T Vの柿島が回答させていただきます。

ビジネス部門の担当とも話しているんですが、その時の個別の取引条件などの事情をみて総合的に判断をすべきではないかという意見もあるようです。エンジニアの立場から申し上げますと、S N IやI Pアドレスという話が先ほど出ましたが、そこら辺に関してはやはり密な連携が必要ではないかと考えておりますので、一方的な指定というのはやはりなかなか難しいところがあるのではないかなと思っているので、契約は必要になってくるのではないかなと思っています。

【A b e m a T V】 続きまして、A b e m a T Vの田中と申します。

私もエンジニアで、メインにネットワーク周りのほうを担当させてもらっているんですけど、これはあくまでも個人的な意見として捉えていただきたいと思います。基本的に、サイバーエージェントやA b e m a T Vに関しては、やっぱり通信事業者様あって、C D N様等々あってコンテンツは成り立っていると思っております。先ほど柿島が話した

とおり、ビジネス上どうしてもしょうがないという形のお互いの合意がとれたのであれば、先ほど御質問あったような形でお金のやりとりじゃないですけど、そういったものは検討が必要なのではないかとってはおります。ただ、現状はどうかというのは、先ほどもお話しさせていただいたとおり、この場では控えさせていただきたいと思うのですが、ネットワークとしてトラフィックを逼迫しているというのは事実であったりはするというのは弊社内でも課題としては認識はしているので、そこに対してどうアプローチしていくかというのは、金銭であったりなのか、先ほど話があったとおり技術だったりとかという部分で、私たちは協力して何かしら解決をしていきたいと思っております。

【中尾構成員】 方針としては、やっぱりビジネスベースでということになるのでしょうか。おそらく、将来的に通信事業者から例えばゼロレーティングの話があった場合には、それを御社としては契約ベースで、例えば、技術内容あるいは金銭のやりとり、こういったことに関しては契約ベースで御対応されていくという方針ということによろしいのでしょうか。

【A b e m a T V】 はい、その時の個別の取引条件などの事情をみて総合的に判断をしていくという形かと思えます。

【中尾構成員】 はい、わかりました。

【N e t f l i x】 質問の内容をもし誤解して捉えていたら、おっしゃってください。お答えしたいと思います。

まず最初の質問に関してですけれども、ゼロレーティングを行う方法というのは1つではなく、いろんな方法があります。シンプルな方法としましては、I S Pや電気通信事業者の皆さんのほうが、ユーザーがN e t f l i xを使っている場合には、そのN e t f l i xのトラフィックをフィルター化して、それを取り出して、その部分をゼロレートにするという、それだけですので、特に何も難しいことではないと思っています。ユーザーがN e t f l i xのサービスにアクセスをする、そのトラフィックをフィルター化し、ゼロレーティングとしてカウントするということで、非常にシンプルですので、特にディープ・パケット・インスペクションなどは必要ないと考えています。

それに1つ加えますと、先ほどデータの話が出ておりましたけれども、N e t f l i xといえ基本的にはサブスクリプションのサービスを提供しております。広告は一切ありませんので、データを他社に販売するということはありません。私たちが持っている情報の中で個人識別情報というのは非常に少ないと考えております。ユーザーの年齢ですとか人種で

すとか国籍もわかりません。ですので、データのプライバシーという点に関しまして、私たちはデータを電気通信事業者あるいはパートナーに手渡したり、販売したりするという事ではないということです。

2番目の質問ですけれども、ゼロレーティングのプランを行うに当たって、その参入に対して支払いが発生するかという点ですが、私たちはその参入に対しては支払いをしておりません。この点については非常に重要な点だと考えています。ゼロレーティングのサービスが公正なものなのか、被差別的なものなのか、それを判断する上で非常に重要な点だと思っています。コンテンツプロバイダーがそこに参入するために支払いを必要とされるということは、その結果、人工的な障壁が生まれるということになります。市場のパワーにおけるサービスそのものが乱用されるということになりますので、やはりそういったことに対して支払いしないと参入できないということは間違いだと思います。

【中尾構成員】 ありがとうございました。

最初の質問について少し追加で質問があります。Netflix.comのDNSの名前で簡単にトラフィックが検出できて、ゼロレーティングが行われるということをおっしゃったと思うのですが、例えば、ユーザーは正確にゼロレーティングが行われるかどうかを非常に気にしていると私は考えておまして、そうすると、例えばCDNサーバーを使ってNetflixの配信が行われた場合には、そのCDNのIPアドレスが不正確であると、ユーザーにとってはゼロレーティングが正確に行われていないということになるかと思っています。そういった状況がNetflixの場合にはないということによろしいのでしょうか。

【Netflix】 私が知る限りにおいては、ゼロレーティングが不正確であるということによってユーザーのほうから苦情などがあったということは聞いたことがございません。もちろん、社内の技術担当チームのほうでどのように電気通信事業者とゼロレーティングプランを取り扱っているのかということを実際に聞いてみて、フィードバックを皆さんに共有することはできると思います。

そしてまた、ゼロレーティングプランが正確かどうかということにつきましては、ISPもしくは電気通信事業者のほうとコンテンツプロバイダーが非常に緊密に連携をすることであって、Netflix一社がそれをコントロールできるということではないと思います。

【中尾構成員】 2つ目の質問に関してですけれども、御回答に関して追加で質問ですが、

Netflixのサービスが、トラフィックが、世界のインターネットのトラフィックの非常に大きな割合を占めつつあると報じられています。統計によると40%近くは占めつつある。つまり、ISPにとってみると、Netflixをゼロレートにするということは、非常に大きなトラフィックをユーザーからの収入なくトラフィックを流すということを意味しますけれども、今は金銭のやりとりがないとしても、将来的に競争の方法として、例えば、コンテンツ事業者、他社がコストをカバーするという場合には、Netflix社としては同様の戦略をとることも考えるでしょうか。同じようなことを考えるでしょうか。

【Netflix】 非常にいい質問だと思います。それについては、幾つか私のほうから提起したい点があります。

まず1つ目はネットワーク上の負荷についてですけれども、これを合理的なレベルで抑えるということに関して、これは私たちもそうですし、誰もが考えていることで、これについては密に連携していく必要があると考えております。プレゼンでも申し上げましたけれども、Netflixにおきましては、非常に積極的にビデオ圧縮ですとか、あるいは相互接続の最適化、あるいはCDNですとかオープンコネクトの装置などを用意しまして、これらは無償で電気通信事業者のパートの皆様に貸し出されております。これは非常に意味のある大きなインパクトをもたらしていると思います。ネットワークにおける負荷を適正レベルに保つという意味でいい影響をもたらしていると思います。

1つ事例を挙げますと、先ほど御紹介いたしましたT-MobileのBinge Onですけれども、これにつきましてはビデオのストリーミングを480pで提供しております。DVDと同品質・画質ということになりますけれども、それでユーザーが不満があれば、このBinge Onについては完全にスイッチオフにするということが出来る、ユーザーが判断することができるという状況になっております。また、申し上げたように、T-Mobileのほうでは100以上のサービスを次にゼロレーティングのプールとして持っているわけですが、その中にはNetflixですとかユーチューブのような非常に人気のあるサービスがあります。でも、これまでそういった問題というのは一度も起こっておりません。ということは、それに対して適正な管理をする方法がとられてきたということだと思います。

【中尾構成員】 私が本当に聞きたかったのは、そのトラフィックの量ではなく、削減の努力はよくわかりますけれども、今後の話で、例えば今、トラフィックが増えていくということで、ユーザーからは収入がない状態でISPが通信料を負担しないといけないという

事態になったときに、今後、Netflix社がそのコストをカバーする、通信事業者のコストをカバーするというようなことが起こる可能性はありますかということをお聞きしたかったのです。

【Netflix】 やはり各社それぞれそのプランに対しては行う役割というのがあって、コンテンツプロバイダーというのはサービスのデリバリーをより改善していくこと、サービスの質を改善するということが、それが我々の役割だと思っておりますので、私の意見では、コンテンツプロバイダーがネットワークの負担を一部助成すること、それはコンテンツプロバイダーの役割ではない、担当外であると考えております。むしろ効率性を上げること、より効果的なものにするということをコンテンツプロバイダーがやるべきであって、ゼロレーティングに対して何か支払いをする、負担をするということではないと思います。

また、技術的な改善というのも行っておりますし、確かに全体のトラフィックに占める動画あるいはビデオストリームの比率というのは増えてはいると思いますけれども、こういったイノベーションを重ねていくことによって、依然として非常に円滑な健全なインターネットの接続が実現できていると思います。

【中尾構成員】 ありがとうございます。

【実積構成員】 中央大学の実積です。詳細な説明ありがとうございました。

まず、全社さんにお伺いしたいんですけども、今、マーケットでゼロレーティングというのはかなり提供されているんですが、幾つか個人的にヒアリングした中だと、コンテンツプロバイダーに対して特にコンタクトすることなしに自発的にゼロレーティング対象としているケースがあると聞いています。そういった状況がある場合、何か問題が発生すると考えておられるのかというのが質問です。つまり、プロバイダーがゼロレーティングをするときに、事前に何らかの取り決めをしないとゼロレーティングはうまくいかないのかどうか、そして事前の取り決めなしのゼロレーティングについてコンテンツプロバイダー側がどういうふうに見ているのかという問題です。

それからあと、各社に幾つか質問があります。まず、AbemaTVさんのスライドの中で12ページ目に、帯域制限の際には最低限の利用ができる帯域の確保をお願いしたいというふうにあるんですけども、この最低限利用できる帯域というものに関してどの程度のものを要求されているのか、あるいは想定されているのかというのが質問です。また、最低限度の帯域について、プロバイダー側に具体的に要求されているのかどうかについても教えてください。これもNDA対象だったら、後ほどまた書面でということになるかもしれ

ませんけれども。また、こういった情報提供をされてプロバイダーあるいはネットワーク事業者のほうと調整されているのかということもお聞きしたい点です。

Netflixさんに関しては、フェア・ゼロレーティングということで、ゼロレーティングの対象に関して、一つのカテゴリーをオープンにするのであれば全てのものを対象にすべきであると要求しているということについて質問です。先ほどの中尾委員の質問とかぶるんですが、動画をゼロレーティングの対象にすると決めると、ユーチューブもゼロレーティングも日本のAbemaさんも、全てのコンテンツに対してそれがゼロレーティングを要求してくるという想定で、プロバイダーは設備投資しなければいけない。アメリカのように、ネットワーク事業者とプロバイダーが垂直統合しているケースであれば、自然独占の下にあるネットワーク事業者はかなり規模が大きいので、そういった投資はおそらく問題にならないかもしれません。それに対して、日本のようにプロバイダーが幾つもあって、そのうち多くのは非常に中小のプロバイダーであるというときだと、特定のカテゴリーの動画をオープンにするときに、全部の動向をオープンにしないと、音楽についてゼロレーティングするなら全部の音楽をオープンにしないとということを要求すると、それはおそらく中小のプロバイダーにとっては耐え切れないほどの投資負担をもたらすこととなります。つまり、日本の中小プロバイダーに関してゼロレーティングしてはだめだというふうなメッセージを出すような可能性もあると思うんですけど、その点についてはどういうふうな考えられているのか。つまり、さっきのフェアなゼロレーティングという条件というのは、全てのプロバイダーに対する要求なのか、それとも大きな市場シェアを持つようなプロバイダーに対する要求なのか、そのお考えをお伺いしたいというのが質問です。

AICJさんに対しましては、ゼロレーティングの対象というのがエンドユーザーの利益の確保であるというふう言われて、まさにそのとおりだと思うんですけども、そうすると、消費者は、ありとあらゆるコンテンツを見ているわけではないので、自分はこのコンテンツが見たい、このコンテンツは要らないという場合があります。Netflixは見るんだけど、ユーチューブ見ない、あるいは、Hulu見るんだけど、AbemaTV見ないとか、そういうふうな差別的なとか、特定のニーズに沿ったようなゼロレーティングというのを消費者が望むという可能性はあると思います。消費者が望むのであれば、差別的なとか、一部のコンテンツしか対象としないようなゼロレーティングというのは許容できると考えられるのかどうか。そうではなくて、消費者が1つのコンテンツを望むのであれば類似コンテンツは全部対象にすべきであるといったかなり厳しい要求をされているのか

どうか、その点、お伺いしたいと思います。

MC Fさんに関しましては、事業者に対して、事業者の立ち位置というか、どういうふうな資産を使ってビジネスを展開しているのかによって、具体的にはMNOかMVNOかによって、規制のグラデーションがあるという話は理解できます。そうすると、各社のエンドユーザーが享受している中立性というか、ネットワークの状況というのは大分違ってくることになります。その中で、業界全体の視点から、あるいは日本全体のネットワークの視点から中立性が満たされているかどうかということに関しては、どういうふうに判断すればよいとお考えなのか、少しそのアイデアというのをお伺いしたいなと思っています。

以上です。

【大橋主査】 あと林先生と森先生もあるんですけど、関連するものではないんですかね。

【林構成員】 関連しています。

【大橋主査】 関連していますか。どうしようかな。上から乗せちゃってもいい？ できますか？

【林構成員】 はい。じゃあ、時間も限られていると思いますので。私のほうは、Netflix様とモバイル・コンテンツ・フォーラム様に質問があります。Netflix様については、中尾先生・実積先生の質問に関連してですが、3頁の公平なゼロレーティングの要件として、「市場参入に際し、金銭の支払いを求めないこと」を主張していらっしゃいますが、一般論として、コンテンツ事業者に合理的・リーズナブルな費用負担を求めることは、競争の観点からは、公平性の原則に反しないし、オープンであることと矛盾しないと思われます。むしろ費用を一切負担せずにネットワーク事業者のインフラに全面的に依存することは、かえって設備のフリーライドを助長し、当該事業者の設備投資のインセンティブを阻害するおそれが生じうるのではないかと思います。さきほどのご説明では、費用負担を求めない理由として、中小企業の金銭的負担能力に限界があることに言及されていましたが、何をもって中小企業と考えるのかという問題もありますし、ある市場では新規参入企業であっても別の市場ではとてつもない市場支配的企業ということは、よくあることですので、さきほどのプレゼンで強調されていた「競争のイコールフットイング」の観点からは、費用負担の一律禁止ではなく、むしろ不当な差別的取扱いにならないかどうかの観点から、個別に判断するのが妥当と考えますが、さきほどの御回答に追加で応答がございましたら、お願いしたいと存じます。

モバイル・コンテンツ・フォーラム様へは、7頁の通信料金の完全定額制についてですが、

確かに一部の消費者にとっては望ましいのかもしれませんが、これはガイドライン等で政府が方向付けするのではなく、基本的には事業者の事業戦略の問題であって、事業者間の自由競争に委ねられるべき問題だと考えますが、いかがでしょうか。以上です。

【大橋主査】　　じゃ、済みません、ちょっとたくさん質問が出ましたが、まず、Abema TVさんのほうから実積先生の御質問について。

【Abema TV】　　はい。Abema TVの柿島です。こちらでも会社としての回答を持ち合わせていないので、エンジニアとしての回答をさせていただきます。

まず、SNIとかIPアドレスの件に関しまして、契約なしで指定される場合についてどう思うかというところかと思えます。こちらに関しては、やはり日々改善をするために変更が行われていく、こういうことを考えますと、ゼロレーティングのカウント漏れとかを防ぐためにはやはり密な連携というのは必要だなと考えております。我々も今、3社から指定を受けているというふうにプレゼンでもご説明をしたのですが、もし一方的に指定されているものがあつたりした場合には、その変更の連絡は漏れてしまうのではないかと思います。

2点目に関しまして、ゼロレーティング利用者に対して帯域制限をかけることに関して、我々の要望にある最低限の帯域とはということですが、ここも非常に難しい話だと思っております。問題なく見られる帯域というのは、エンコードやトランスコードを変更したら変わっていくものですし、時代によってもどんどん高画質化が求められていたりする部分もあるかと思えます。ここで述べたかったこととしては、過去のネットワーク中立性の議事でもあったかと思うのですが、QoSという考え方ではなく、やはり見られているユーザーの体験、QoEという考え方で実現したいと思っております。理想を言ってしまうと、もちろん制限なしで、その次のパターンとして我々のほうで先ほどのように1,080pとかを削るといって形で制限できるのがベターなのですが、もし帯域制限をされるということであれば、何かしら密な連携でこのくらい確保していただきたいといった話が必要になってくるのかなと思うのですが、現状どうなっているかに関しては、おっしゃるとおり、NDAで具体的な技術的な内容については非公開とさせていただきます。

【実積構成員】　　済みません、帯域制限については、具体的なビットレートを指定されているという意味でしょうか？もしくは、具体的なレベル云々じゃなくて、こうしてくださいという定性的なお願いをされているんですか。

【Abema TV】　　Abema TVの田中です。

ちょっとこれは持ち帰らせていただき、追って御連絡させていただければなと思ってお

ります。

【大橋主査】 次、Netflix様からお願いします。

【Netflix】 先ほどと同じく、もし質問を正しく理解していなかった場合にはおっしゃっていただければと思います。

まず、私が申し上げた公平なゼロレーティングの原則について確認をしたいんですけども、あらゆるタイプのコンテンツ提供者にとってオープンであることということで、例えば動画サービスの場合ですと、このプランに参加するのかどうかということ、そのサービス提供者が参加したいか、参加したくないか、あるいは通信事業者が一部のプレーヤーに制限するのか、しないのかということではなく、全ての提供者が参加をしなければならないという点です。

マレーシアの事例を使って御紹介をしたいと思います。マレーシアに関しましては、UMobileが、国内であっても、あるいは外資であっても、漏れなく参加するゼロレーティングということで、音楽、そして動画などでサービスを提供しております。動画を例に御説明いたしますと、こちらに関しましてはVideo Onzということで、マレーシアの現地のプレーヤーも多数参加をしております、そしてローカルな放送局なども含まれていますが、過去2年間の間にサービスの数も増えてきております。ですので、公平なゼロレーティングということで、時間をかけて公平性を保ちながらサービスの数も増加しているという事例でございます。

【実積構成員】 ネットワーク事業者とプロバイダーの双方が納得づくで十分な投資をして、設備を増強して、ゼロレーティングのメニューを増やしていくことができるというのは同意なんですけれども、中小のプロバイダーとか中小のネットワーク事業者の場合にはそんな体力がないケースが日本には存在します。そうした小さな事業者に関しても、フェアなゼロレーティング、つまり1つの動画をゼロレーティングするということは全ての動画サービスを対象にしなくてはならないと要求することは、かなりの設備負担を要求することになります。このフェアなゼロレーティングで主張されていることを、大小かかわらず全てのプロバイダーに対してこれを求めていくということであれば、そうした中小のプロバイダーはゼロレーティングができないということになりかねないというふうに懸念するんですがけれども、そこはどういうふうに考えていますか。

ここでいう事業者とは、コンテンツ事業者じゃなくて、ネットワーク事業者のことです。

【Netflix】 この中小の通信事業者の場合ですけれども、例えばマレーシア、イ

インドネシアなどさまざまな国の事例を見ましても、この通信事業者がゼロレーティングに参加するというだけで、中小事業者であっても特に困難が生じているという認識ではおりません。例えばマレーシアのU M o b i l e の事例を先ほど申し上げて御紹介しましたが、そのほかにもさまざまなローカルの事業者もおりますし、さらに今、シンガポールの事例に関しましては、全てのプロバイダー、S t a r H u b ですか、あるいはM1を含めましてゼロレーティングを提供しております、こちらも特に通信事業者の規模によってゼロレーティングに対して困難を抱えているといったことは起きていないという理解でおります。

【実績構成員】 わかりました。ありがとうございました。日本と大分状況が違うということだけはわかりました。

1点、多分1個目の質問が飛ばされていたんですけど、N e t f l i x に対して連絡をせずに、勝手にゼロレーティングしているケースというのは問題だと考えていますか。

【N e t f l i x】 そういったことがあれば、我々コンテンツプロバイダーとしても、ゼロレーティングに我々のコンテンツが入っているということは通知されるべきであると思っております。やはりもしそういったことが起こった場合には契約をするべきであると思えます。基本的には、電気通信事業者のほうから前もってそういった連絡があって、適切な契約を交わすべきだという理解でおります。というのも、ゼロレーティングプランに例えばN e t f l i x が加わったのがいつかということを確認することが非常に重要になってきます。先ほどの原則と関連しますけれども、N e t f l i x としては、全てのクラスのコンテンツに対してオープンであるネットワークに対して我々がゼロレーティングに参画をしたいと思っておりますので、その原則を確認するという意味でも我々に周知されるべき通知があるべきだと思っております。

【実績構成員】 そうすると、通知しないゼロレーティングに関しては、何らかの法的措置をとられる可能性があるという理解でよろしいですか。

【N e t f l i x】 やはり同意なしにN e t f l i x をゼロレーティングに組み込んだ電気通信事業者のほうと話を、というのが私たちのスタンスです。まずはディスカッションを、話を、議論を、法的措置もありますが、これは必要がある場合にのみ行われる最終手段になるかと思えます。私たちは、こういった電気通信事業者との関係性を損ないたくないと考えます。

【大橋主査】 じゃあ、次、若干時間が押しちゃっているので、可能であれば手短にお願

いします。

【アジアインターネット日本連盟】 A I C Jでございます。

実積先生の質問には手短にお答えさせていただきたいと思うのですが、順に、多分こちらからお答えしたほうが良いと思うのですが、つまり、エンドユーザーとは誰なのか、保護すべきエンドユーザーとは誰なのかというのは、我々A I C Jの性質上、動画サービスを提供しているところがあれば、ないところもありますし、いわゆるリテールを含めいろいろなサービスがございます。そういう性質上、特定のサービスだけをということをお考えせず、やはり全てのサービスに対してフェアにということが基本原則だと思っております。

その上で、先ほどのコンテンツプロバイダーに対する合意が必要か否かという点に関しては、もちろんあったほうが良いというのは皆さんおっしゃられると思うのですが、一方で、これがビジネスディールではありますので、そういう意味では、先ほどプレゼンテーションの中でも申し上げたようなガイドラインとか、それを伝えるような仕組みが担保されることがより重要であると思っていて、合意があることが良いか、ないことが良いかという議論を超えた議論がなされることが全体として望ましいと考えております。

【大橋主査】 じゃあ次、岸原様、お願いしてもよろしいですか。

【モバイル・コンテンツ・フォーラム】 事前の合意があるかという観点にお答えすればよろしいでしょうか。それとも、実積先生とあと2人から御質問あった、それも全部まとめてでしょうか？

【大橋主査】 まとめて。

【モバイル・コンテンツ・フォーラム】

基本的にはさまざまな情報提供、先ほどご紹介した透明性の確保という点では非常に重要ではないかなと思っております。ただ、先ほどの合意がないと訴訟までやるのかという、その必要性というのが十分によく理解できてないので、それ以上お答えが難しいです。

実積先生のほうから、MNOとMVNO、グラデーションつけた場合に、通信事業者全体としての中立性をどう考えれば担保できるかという御質問だったかと思いますが、前提条件として、先ほどご紹介しましたが、MNOに関しては参入障壁が非常に高いと思っております。これは周波数の割り当てが我が国においては事前審査といいますか、参入障壁が非常に高く、MVNOに関してはMNOさんと契約に基づいてある程度自由に参入ができるという部分が大きな違いがあるかなと思っております。コンテンツサービスに関しては、通

信料金との一体性といったものはユーザーに対するサービスレベルを上げるという点では非常に重要でございまして、一部のサービスがコンテンツ事業者と組んでサービスをさまざま提供しているというイノベーションを起こす余地といったものを認めるべきではないかなと思っております。ただ、一方で、これが自由にできるかという点からすると、先ほど書きましたように、通信事業者としての責務、透明性の確保だったり公正さに対する説明だったり、事業者の協議だったりといったものは、規制のグラデーションは必要ですが、MNOとMVNOの両方に課されるべきではないかなと思います。中立性を判断する上では、コンテンツ事業に対する公正性の確保と、あと乱用防止といった観点も判断基準としてはどちらも同じように考慮していただければ、ある程度、業界全体としての中立性の確保というのは履行できるのではないかなと思います。

それと最後に、完全定額について、これ、役所に言うことじゃなくて、事業者の競争に委ねるべきではないかという御質問だったと思いますが、いや、まさしくここは今やられている通信事業者さんに聞きたいなと思って出したもので、よろしかったら委員の先生から聞いていただけるといいかなと思います。ユーチューブのような動画ストリームサービスは、多分、通信事業者にとってはネットワークのトラフィックを一番占有するものだと思っております、これがゼロレーティングの対象になるのであれば、ほかのものを対象にしても大きな影響ないんじゃないかなという点を、素人的な考えですが質問させていただきました。様々な理由があると思うんですが、なぜこれができないかといったものもぜひ聞いていただければなと思って、最後につけ加えさせていただきました。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

時間は押しているものの、森先生、手を挙げられていたので、手短に。

【森構成員】 はい、手短に。ちょっと質問的には重複するかもしれないんですけども、お答えとしてはいただいているお答えだと思います。NetflixさんとAICJさんにお尋ねします。

まず、Netflixさんについてですが、公平なゼロレーティング、スライドで御説明をいただいて3つの要素がありました。その中で、ネットワーク事業者がコンテンツ業者に金銭の支払いを求めないというところの御説明で、なぜこれが必要かというところ、小さなコンテンツ事業者が入れないからだという御説明だったかと思います。しかし、その後、伺っていると、大きなところからお金取るのもだめなんだということのように理解しました。つ

まり、そこではコンテンツ事業者の大小は関係なくて、とにかくコンテンツ事業者からお金を求めるのがいけないことなんだと、そういう御趣旨のように、最終的にはそうなのかなと思いましたが、それについて確認をさせていただきたいと思います。

同じことは、公平なゼロレーティングについて金銭の支払いを求めないということはA I C Jさんもスライド中にありましたので、大手から取るのはどうでしょうか。つまり、データ量の多い事業者からですね。データ量の多いコンテンツ事業者からネットワーク事業者がお金をもらおうと、それはやはり公平なゼロレーティングを害する、ゼロレーティングの公平さを害することになるのでしょうかというのが1つ目。

もう一つは、先ほど来、コンテンツ事業者とネットワーク事業者の間の契約のお話が出ています。私も、契約すべきだとか、契約をしないとなかなかできないんじゃないかと思っているんですけども、仮にその契約の中でネットワーク事業者からコンテンツ事業者に対してお金が支払われれば——これは仮の話です。先ほどとは逆にですね。それはゼロレーティングの公平さを害することになるでしょうか。この2つについて、N e t f l i xさんとA I C Jさんに教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【大橋主査】 手短に御回答いただければ幸いです。ありがとうございます。

【アジアインターネット日本連盟】 A I C Jの舟山です。

1点目の大手からはお金を取っていいのかという点は、A I C J全体としてもちょっとコメントがしづらい。つまり、いろいろな大小の業者があつて、我々として一概にこうだというのがちょっと申し上げられないので、もし必要でしたら文書等で御回答させていただければと思います。

ネットワークプロバイダーからコンテンツプロバイダーへの支払いというのは、実はあまり団体内でも議論されていないポイントなので、これも、もし必要でしたら文書で回答させていただければと思います。よろしくお願いします。

【N e t f l i x】 質問に関して、私たちはこの公正なゼロレーティングに関しては、コンテンツプロバイダーから、コンテンツプロバイダーの規模にかかわらずいかなる支払いも行うべきではないと。ゼロレーティングプランに参入するための支払いというのはあるべきではないと考えています。

2番目の質問に関してですけれども、ネットワークプロバイダーからコンテンツプロバイダーに対して何らかの金銭の支払いが行われたということは、私の知る限りでは聞いておりません。

【森構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 済みません、ほかにも御質問あると思うんですけど、ちょっとお時間のほうがかかり押してしまいましたので、完全にお答えいただけなかったと思っている構成員の方もいらっしゃるかもしれませんが、あるいはもう少し追加で聞きたいと思っている構成員の方もいらっしゃると思います。これ以降、先ほど御了解いただいたように書面にてやりとりをさせていただければと思っておりますので、御対応のほう、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の質疑のほうを終わらせていただきます。

株式会社AbemaTV様、Netflix様、アジアインターネット日本連盟様、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム様、各社様におかれましては、本日、御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございました。

以上が第1部でして、これから第2部、残りの時間で続けさせていただきたいと思っております。次の議事ですけれども、柿沼構成員に、公益社団法人全国消費生活相談員協会の立場から御発表いただき、意見交換をさせていただきたいと思っております。

それでは、お待たせしましたけれども、柿沼構成員、御説明のほう、よろしく願いいたします。

【柿沼構成員】 公益社団法人全国消費生活相談員協会です。相談員協会の立場、それから消費者の立場で発表をさせていただきます。

まず、次のスライドですが、全国消費生活相談員協会ですが、全国の自治体等の消費生活相談窓口勤務する消費生活相談員を主な会員としております。現在の会員数は1,900名で、そのうち85.8%が行政の消費生活センターに勤務しております。それから、過去に従事したことがある会員が11.6%と、97.4%が消費者の意見をダイレクトにお聞きする機会が最も多い消費者団体となっております。

次のスライドです。目次ですけど、今回のヒアリング項目は次の3点となっております。

次のスライド、お願いいたします。まず1つ目といたしまして、ゼロレーティングサービスについて認識や考え方です。まず、ユーザーが特定コンテンツを利用した際に、通信量をカウントせず、通信料金を徴収しないことというふうに思っております。それから、ゼロレーティングの言葉や意味を理解している消費者は少数であり、「カウントフリー」という言葉のほうが高認知度が高いというような状態であります。また、消費者が契約事業者のサイト内で自分が契約したプランや利用料金などの確認を行う際に通信料金がかからないという

ようなものについては、ゼロレーティングサービスの範囲外であるとの認識です。あくまでもSNSや動画コンテンツなどでの通信量が対象であると認識しております。

次のスライド、お願いいたします。現在、ゼロレーティングサービスに特化した消費者からの相談は少ない模様です。ただし、利用した認識のある通信量と通信事業者から請求された通信量に大きな隔たりがあったという相談は、多くはありませんが、ございます。それから、今後、利用者の増加やサービス提供事業者の増加によって、ゼロレーティングサービスの相談が増加すると考えられます。ゼロレーティングサービスについての定義の明確化や、利用者だけではなく、消費者に対しての周知の必要があると考えております。

次のスライド、お願いします。2番目といたしまして、ゼロレーティングサービスの期待や懸念です。まず、期待については3つございます。1つ目が、消費者はデータ通信量や料金を気にしないで利用したいアプリやコンテンツを気軽に利用でき、ネット利用の幅が広がっています。2つ目がデータ通信を利用する料金のプランの多様化により、消費者の選択肢が広がっています。3つ目がインターネットをテレビ放送のように「ながら視聴」ができるというようなものがあります。

次のスライド、お願いいたします。ゼロレーティングサービスの懸念ですが、1つ目といたしまして、ゼロレーティングサービスにより、未使用時にも常につないだ状態にする利用者也考えられます。過剰な使い方によりトラフィック不足に陥ることになるのではないかと懸念しております。2つ目が、トラフィック不足による通信制限が一時的ではなく頻繁に発生しないか懸念しております。3つ目、ゼロレーティングサービスの事業者が選択したコンテンツを見ることになるので、コンテンツの数が少ないと偏った考えに誘導されないか、ゼロレーティング利用者と非利用者で考え方に違いが出てくるようなことにならないかということです。

次のスライド、お願いいたします。懸念②ですが、コンテンツの選択は通信事業者側の判断で決まるため、利用者が特定のコンテンツに誘導されるのではないか。利用がゼロレーティング対象コンテンツに集中する結果、同業他社のサービスが淘汰され、新規参入が阻まれることにより、消費者の選択肢が狭められるのではないか。それから、ゼロレーティングサービスを利用しているか、していないのかといった判別をするだけではなく、消費者が利用している情報・内容などをデータ化され、別の用途で利用されたりしないか、「通信の秘密」が侵害されていないかなどが懸念の内容になります。

次のスライド、お願いいたします。3つ目といたしまして、ゼロレーティング対象サイト

であっても、例外規定があり、閲覧方法によっては課金されることについて、利用者が十分理解しているとは言いがたいのではないか。利用者に係る費用を非利用者が知らない間に負担させられていないか。また、今回のワーキンググループでは主にモバイルのゼロレーティングについての検討ですが、光回線の従量制サービスも実施されております。事業者がありますので、そのような事業者がゼロレーティングサービスを開始する場合についての検討が必要ではないかと思っております。

次のスライドをお願いいたします。事業者から開示されるべき情報やケースなどについてですが、まず、契約時・プラン変更時についてですが、カウントフリーや対象コンテンツが強調され、店頭時に課金される場合についての説明がなかったり、インターネット上での表記が小さかったり、これはカウントフリーですということの表記が大きくて、実際に利用するときに課金される部分について表記が小さいということです。それから、クリックしないと例外規定が見えないなどのことがないようにしていただきたいと思います。それから規約に記載するだけでなく、ゼロレーティングサービスの仕組みや「通信の秘密」に関する同意についても、消費者が理解できるように説明してほしいと思います。それから、高額な通信料金になったり、消費者が予想していないような通信量の制限にならないために、課金されるケースについてまとめた資料を配布してほしいと思います。

次のスライドになります。利用時ですが、利用時にカウントフリー対象中のサービスを見ているかどうかわかるように、有料なのか、無料なのかの表示をしてほしいです。また、対象コンテンツから離れる場合には、課金されるなどの表示をするなどの工夫があるとわかりやすいと思います。それから、利用していたコンテンツが、例えば来月からゼロレーティングサービスの対象外になる場合、気づかないで利用すると高額な請求になってしまいます。周知の徹底や、あるコンテンツが対象外になることによりカウントフリープランではないプランに変更を希望する消費者についての配慮についてもお願いしたいと思います。ゼロレーティングサービス以外の契約者に対して、金額面や通信制限などにおいて不公平にならないように留意をお願いしたいです。

その他になります。子供のゼロレーティングの利用について、ネット依存、ネットの使い過ぎによる斜視、スマホ難聴など、ネットにおける健康被害の未然防止の観点から、利用年齢や利用容量についての制限を設けるなどの配慮をお願いしたいです。2つ目です。中尾構成員の御発表の中で、不正確なゼロレーティングが行われているゼロレーティングサービスがあるというような御発表が以前ございました。それについては大変懸念をしております。

す。カウントの計測方法について全事業者共通のものとしてほしいです。また、計量法のよ
うに適正なカウントが行われているのか、定期的な検査をするなどを設けることを検討し
てほしいと思っております。また、ゼロレーティングサービスについては、電気通信事業法
の消費者保護ルールに関するガイドラインについても明記をしてほしいと思っております。

以上で発表を終了とさせていただきます。

【大橋主査】 非常に手際よく御発表いただきまして、ありがとうございます。

それでは、先ほどの柿沼構成員の御発表を踏まえて意見交換させていただきたいと思
います。御意見、御質問等、どなた様からでもいただければと思います。

では、林先生、お願いします。

【林構成員】 ありがとうございます。まず今回の柿沼様のプレゼン内容については私
も賛同するものですが、ゼロレーティングサービスの懸念①のサンポツ目で、限られたコン
テンツのゼロレーティングによって、「ゼロレーティング利用者と非利用者で考え方に違い
が出てくるようなことにならないか」という問題意識は興味深いのですが、これは今のネッ
ト利用でも、エコーチェンバーとかフィルターバブルとして指摘されているように、しばし
ば見られる現象ですので、このサンポツで指摘されている現象が仮に生じうるとしても、今
のネット利用の場合と大差ないのではないかという気もしてしまして、基本的には良識あ
るユーザーの自己選択・自己決定の問題かなという気もしますので、このサンポツを理由に、
ゼロレーティングについて政府のほうで方向性を示すことは難しいようにも思われるので
すが、いかがでしょうか。以上です。

【柿沼構成員】 実際に消費生活センター等でこちらについて御相談があるかという
そうではないんですけども、ですが、やはりコンテンツの数が少ないと結局はそのサービ
スのみを見る形になってしまいますので、こういった提供がされるのかというのがとても
気になるころではございますので、懸念の中に一つ入れさせていただいております。

【大橋主査】 森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。私も全く同じポイントなんですけれども、たしか
前回か前々回かの消費者団体からの御説明でも——御説明というか、あれはアンケートだ
ったですかね、つい見てしまうと。料金かからないほうを見てしまうというお話がありま
したので、なかなか難しいところではあるかと思いますが、これは懸念すべきところではあ
るかなと私は思っております、今のエコーチェンバーなりフィルターバブルの問題自体
をどう評価するかということもありますけれども、やはりかなり大きな問題ではあると思

いますので、それがゼロレーティングによって一層推し進められないような配慮は必要なのかなというふうに個人的には思います。

【大橋主査】 今のは御意見ということで。

【森構成員】 はい。

【大橋主査】 ありがとうございました。

じゃ、中尾先生、お願いします。

【中尾構成員】 ちょっと時間もありませんので短いコメントです。本日、いろんな議論がありましたが、こういう形で消費者の声をまとめていただくことは非常に重要だと思っ
ていまして、結局、通信もそうですが、ゼロレーティングサービスに関して、消費者がよいサービスと思わないものであるならば、これはやるべきでないと思いますので、消費者の声をしっかり聞いた上で、我々、政策もそうですが、コンテンツ事業者あるいは通信事業者のこのゼロレーティングサービスに対する姿勢も考えていかなければいけないと強く思いました。柿沼委員の御意見には強く賛同いたします。

【大橋主査】 じゃ、よろしくお願いします。

【実積構成員】 柿沼委員、どうもありがとうございました。非常に勉強になりました。こういった対策が必要だということでは非常に納得するんですけども、これが名宛人が誰かというのは少し気になるところで、例えばカウントの仕方を統一にしましょうとかというのが最後あるんですが、おそらくこういった細かいところで事業者の特性が出てくるケースもあるんだろうなと思っています。消費者としての観点で見たら、各社同じようなやり方でゼロレーティングやってもらっていて、料金だけが違うというのが一番わかりやすく、選択はしやすいんですけど、そうすると、せっかく競争させるためにゼロレーティングとかカウントフリーやってくださいというときに、競争の余地が制限されてしまうのは非常に懸念するところです。そうすると、どのくらい消費者に理解をしてもらうかという観点、つまり、教育や情報提供というものが重要になるところになるのかなと思っております。なので、書かれていることに関してはまさにそのとおりで、こういったことを進めるのはいいと思うんですけども、これを事業者に対してガイドラインで示すべきなのか、それとも政府のほうからゼロレーティングはこういうものです、例えば情報セキュリティーのようなイメージで、こういうところを注意しましょうねというふうに政府のほうから一括して
というか、まとめて情報提供するほうが望ましいのかなというところは、少し議論のときに注意しなけりゃいけないなというような感想を持ちました。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ゼロレーティングサービスについて非常に丁寧に御意見まとめていただいて、こうした観点でリテラシーを高めていただくとというのは非常に重要なことだなと思って、大変勉強になりました。ありがとうございます。

そんなに時間を超えなくて済んだのですが、結果として。(笑) とはいいいながら、時間は超えちゃっているのですが、もし特段何かあれば。

【実積構成員】 1点だけ質問していいですか。

【大橋主査】 あ、どうぞ、どうぞ。

【実積構成員】 済みません、ちょっと時間があるということなので、Netflixに最後1点だけ質問なんですけど、事業者がNetflixさんに対してゼロレーティング対象にしますよと連絡があったときに、ただ、うちはNetflixさんしかしません。ユーチューブとかAbemaTVに対してしませんというふうなことを言ってきた場合というのは、どういうふうな対処をされるのか。当然、説得はされると思うんですけども、説得に応じない場合というのは、ゼロレーティングすることを認めませんということになるのか、それとも何かほかに対処方針として持っておられるのかをお伺いできればと思います。

【Netflix】 私どもといたしましてできることというのは、原則を説明した上で、その場合はゼロレーティングサービスに参画しないということかと思います。しかしながら、ゼロレーティングサービスをどのように構成するかということに関しましては通信事業者に委ねられていることだと思えます。

【実積構成員】 参加しないということがちょっとよくわからないんですけども、要は、ネットでNetflix.comって打つと自動的にNetflixさんにつながるんで、私の理解では、プロバイダーあるいは通信事業者がやろうと思ったら勝手にゼロレーティング、不正確なものかもしれないけど、ゼロレーティングできてしまうので、参加しないというのは、どういったことを意味されたんでしょうか。

【Netflix】 なぜ参加しないということを申し上げたかといいますと、私どもといたしましては、通信事業者のゼロレーティングプランというものが私どもの原則に沿わないものであった場合には、参加してほしいと言われた場合であっても、「申しわけないけれども、弊社の原則には合致しないので参加しません」ということを申し上げるという意味で申し上げました。その意味で、通信事業者に対しましてゼロレーティングプランを変更す

るようにという働きかけを行うということです。

【実積構成員】 そうすると、実際にはN e t f l i xの意図に反したゼロレーティングが行われるかもしれないけれども、とめる手段はないということですね。

【N e t f l i x】 そのようなケースというのは、私どもが参加できないと言っていたにも関わらずゼロレーティングプランが導入されてしまったというケースでしょう。しかし、私どもは、あくまでも全ての事業者が参加できるということで、並行して新しい代替的なゼロレーティングプランを議論することに注力したいと考えます。ですので、そのほかの選択肢を探るということに関しまして可能性を閉じるということはいたしません。もちろん、私どもといたしましても、通信事業者に円滑なネットワークのデリバリーという点で依存しているということは理解をしております。そのパイプとして通信事業者に依存しているということは理解しております。しかし、その上で、通信事業者との関係性を損なうことのない形で働きかけ、あるいは議論を行っていくということです。

【実積構成員】 ありがとうございます。

【大橋主査】 済みません、ありがとうございます。うっかりしていて、5時半が終了予定で、既に延びていたという感じでした。ほんとうに私の不手際で済みません。本日の議論はこれにて終了とさせていただきます、続いては文書等でお寄せいただければということだと思います。

事務局より今後の予定について御説明をお願いいたします。

【細野データ通信課課長補佐】 事務局でございます。

次回ワーキンググループにつきましては、9月下旬の開催を予定しております。詳細な日程、会場等につきましては、別途御案内をさせていただきます。

また、今、大橋主査からお話しいただきましたとおり、また、先ほど皆様方から御了承いただきましたとおり、もし構成員の皆様から追加の御質問等ございましたら、来週13日（火曜日）くらいをめどに事務局まで寄せていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

【大橋主査】 それでは、本日、これにて閉会といたしたいと思います。お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございました。

(以上)